



2013年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 個人
資産相談業務

実施日◆2014年1月26日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2013年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

- この試験の模範解答は1月26日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)
※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。
- 3月6日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2013年10月1日現在施行の法令等に基づいて、解答してください（復興特別法人税・復興特別所得税・個人住民税の均等割加算も考慮するものとします）。

なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（58歳）は、妻Bさん（55歳）との2人暮らしである。Aさんは、高校卒業後から現在に至るまで、X社に勤務している。X社は満60歳定年制を採用しているが、継続雇用制度を利用することにより、60歳以後も勤務することが可能である。

Aさんは、公的年金を何歳から、どのくらい受給できるのかを把握したうえで、継続雇用制度の利用を検討したいと考えている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん

昭和30年4月9日生まれ

厚生年金保険，全国健康保険協会管掌健康保険，雇用保険に加入中である。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和49年4月	平成26年1月	平成27年4月
厚生年金保険 477月		厚生年金保険 15月(加入見込み)
18歳	58歳	60歳

平成15年3月以前の平均標準報酬月額 42万円（348月）

平成15年4月以後の平均標準報酬額 50万円（144月）

(2) 妻Bさん（専業主婦）

昭和33年10月30日生まれ

大学卒業後から25歳まで厚生年金保険に加入。Aさんと結婚後から現在までは国民年金に加入し、保険料未納期間はない。

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが60歳でX社を退職し、その後再就職しない場合に、原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。年金額は平成25年10月時点の価額（物価スライド特例措置による金額）に基づくものとし、計算にあたっては、《設例》および下記の資料を利用すること。また、端数処理は、以下のとおりとすること。

- ・〔計算過程〕は、解答用紙の指示に従うこと
- ・年金額においては、50円未満は切捨て、50円以上100円未満は100円に切上げ

資料

老齢厚生年金の年金額

下記，老齢厚生年金の計算式の () + () + ()

老齢厚生年金の計算式

) 報酬比例部分の額 = (+) × 1.031 × 物価スライド率 (0.968)

平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額 × $\frac{7.5}{1,000}$ × 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

平成15年4月以後の期間分

平均標準報酬額 × $\frac{5.769}{1,000}$ × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

) 経過的加算額 = 1,676円 × 被保険者期間の月数 × 物価スライド率 (0.968)

昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の
厚生年金保険の被保険者期間の月数

- 778,500円 × $\frac{\hspace{10em}}{\text{加入可能年数} \times 12}$

) 加給年金額 = 389,200円 (要件を満たしている場合のみ加算すること)

《問2》 Mさんは、AさんがX社の継続雇用制度を利用して、60歳以後も継続勤務した場合における特別支給の老齢厚生年金について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんは、原則として()から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。ただし、Aさんが()以後も厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務する場合、特別支給の老齢厚生年金は、()との間で調整が行われ、年金額の一部または全部が支給停止となる場合があります。

また、特別支給の老齢厚生年金は、Aさんが、厚生年金保険の被保険者期間が()以上となった後にX社を退職して再就職しない場合に、年金額の改定が行われます。この場合、特別支給の老齢厚生年金の額は、長期加入者の特例の規定に基づいて算出されます」

語句群

イ．60歳	ロ．62歳	ハ．64歳	ニ．報酬月額	ホ．標準報酬月額
ヘ．総報酬月額相当額	ト．42年	チ．43年	リ．44年	

《問3》 MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが60歳以後も雇用保険の一般被保険者としてX社に勤務し、賃金が60歳到達時点に比べて85%未満に低下した場合、所定の手続により、原則として雇用保険から高年齢雇用継続基本給付金が支給されます」

「Aさんが64歳でX社を退職し、雇用保険の基本手当を受給する場合、基本手当を受給している間は、特別支給の老齢厚生年金が全額支給停止になります」

「Aさんが65歳まで厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務した場合、妻Bさんは、Aさんが65歳でX社を退職するまで国民年金の第3号被保険者となります」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社役員のアさん（52歳）は，これまで上場株式を中心に投資してきたが，通貨の分散を図る観点から，最近は外貨運用に興味を持っている。アさんは，まずは豪ドル建てMMFおよび下記の米ドル建て定期預金にそれぞれ投資（預入）し，その後は外国為替相場の動向を注視しながら，投資（預入）額の増減を検討するつもりである。

また，アさんは，証券会社の営業担当者から「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（以下，当該非課税措置は『NISA』，当該非課税口座は『NISA口座』という）」を利用して，上場株式を追加購入することを勧められているが，その内容等について，改めて確認したいと考えている。なお，アさんが現在保有している上場株式は，特定口座の源泉徴収選択口座内で保管されている。

そこで，アさんは，ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

米ドル建て定期預金の概要

- ・預入金額 ： 10,000米ドル
- ・預入期間 ： 6カ月満期
- ・利率（年率） ： 1.00%（満期時一括支払）
- ・適用為替レート（円/米ドル）

	T T S	T T M	T T B
預入時	96.00	95.00	94.00
満期時	101.00	100.00	99.00

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問4》 外貨建てMMFに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

外貨建てMMFを購入する際には購入時手数料が不要であるが、外貨建てMMFを購入から30日未満で換金した場合には、換金代金から信託財産留保額が徴収される。

外貨建てMMFは、その運用実績に応じて毎ファンド営業日に分配が行われ、月末最終営業日等にその月の分配金がまとめて元本に再投資される仕組みになっている。

外貨建てMMFの分配金は、配当所得として所得税の課税対象となる。

《問5》 Aさんが、《設例》の条件で円貨を米ドルに換えて米ドル建て定期預金を行って満期を迎えた場合の円ベースでの運用利回り（単利による年換算）を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。なお、預入期間6カ月は0.5年として計算すること。また、税金や《設例》に記載されているもの以外の費用等は考慮しないものとし、答 は%表示の小数点以下第3位を四捨五入すること。

《問6》 NISAについてMさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「NISA口座は、平成26年中に銀行と証券会社でそれぞれ1人1口座ずつ開設することができます」

「Aさんは、年間100万円を上限に、特定口座内で保管されている上場株式をNISA口座に移管することができます」

「NISA口座内で生じた上場株式に係る譲渡損失の金額は、特定口座内で生じた上場株式に係る譲渡所得の金額と損益通算することができません」

【第3問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（44歳）は，妻Bさん（44歳）と長女Cさん（21歳）との3人暮らしである。Aさんは，平成25年10月に住宅ローンを利用して一戸建新築住宅を取得し，同月中に居住の用に供しており，平成25年分の所得税の確定申告により住宅借入金等特別控除の適用を受ける予定である。

Aさんの平成25年分の収入等に関する資料等は，以下のとおりである。

1．Aさんの家族構成

- Aさん : 会社員
妻Bさん : 平成25年中に，パートにより給与収入90万円を得ている。
長女Cさん : 大学3年生。平成25年中に，アルバイトにより給与収入25万円を得ている。

2．Aさんの平成25年分の収入等

給与収入

- 給与収入の金額 : 8,400,000円
養老保険（保険期間20年）の満期保険金
契約年月日 : 平成5年4月1日
契約者（＝保険料負担者）: Aさん
満期保険金額 : 6,000,000円
正味払込保険料 : 5,000,000円

3．Aさんが取得した住宅および借入金の概要

（住宅の建物および敷地を平成25年10月に一括で取得した）

住宅（建物）の床面積..... 90㎡ 住宅（建物）の取得価額.....1,400万円
土地（住宅の敷地）の面積...120㎡ 土地（住宅の敷地）の取得価額...1,200万円
資金調達：自己資金.....1,000万円

銀行借入金.....1,600万円（25年の割賦償還，平成25年の年末残高は1,580万円）

妻Bさんおよび長女Cさんは，Aさんと同居し，生計を一にしている。

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問7》 所得税における住宅借入金等特別控除に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を，下記の 語句群 のイ～又のなかから選び，その記号を解答用紙に記入しなさい。

住宅借入金等特別控除は，住宅ローン等を利用して居住用住宅を取得等し，自己の居住の用に供した場合で一定の要件を満たすとき，借入金等の年末残高を基として計算した金額をその年分以後の各年分の所得税額から控除するものであり，その主な適用要件は，以下のとおりである。

- ・新築または取得の日から6カ月以内に居住の用に供し，適用を受ける各年の12月31日まで引き続いて住んでいること
- ・適用を受ける年分の合計所得金額が3,000万円以下であること
- ・新築または取得をした住宅の床面積が() m²以上であり，床面積の() がもっぱら自己の居住の用に供するものであること
- ・借入金等は，新築または取得のための一定の借入金等で，() 年以上にわたり分割して返済する方法になっているものであること

語句群

イ . 5	ロ . 10	ハ . 15	ニ . 20	ホ . 30	ヘ . 40	ト . 50
チ . 3分の1以上	リ . 2分の1以上	又 . 全部				

《問8》 Aさんの平成25年分の所得税の計算等に関する次の記述 ~ について，適切なものには 印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

妻Bさんの合計所得金額は38万円を超えているため，Aさんは配偶者控除の適用を受けることができない。

Aさんの合計所得金額は1,000万円以下であるため，Aさんは配偶者特別控除の適用を受けることができる。

長女Cさんの合計所得金額は38万円以下であるため，Aさんは63万円の扶養控除の適用を受けることができる。

《問9》 Aさんが平成25年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合の所得税の還付税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、復興特別所得税は考慮しないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は 〇 で示してある。

(a) 総所得金額	給与所得の金額 : () 円	() 円
	総所得金額に算入される一時所得の金額 : 円	
(b) 所得控除の額の合計額		2,556,000円
(c) 課税総所得金額 (a - b)		円
(d) 算出税額 (c に対する税額)		円
(e) 住宅借入金等特別控除		() 円
(f) 差引所得税額 (d - e)		円
(g) 源泉徴収税額		333,300円
(h) 還付税額 (f - g)		() 円

資料

給与所得控除額

給与収入金額	給与所得控除額
万円超 万円以下	
180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180 ~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360 ~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660 ~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000 ~ 1,500	収入金額 × 5% + 170万円
1,500	245万円

所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
万円超 万円以下	%	万円
195	5	
195 ~ 330	10	9.75
330 ~ 695	20	42.75
695 ~ 900	23	63.6
900 ~ 1,800	33	153.6
1,800	40	279.6

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（66歳）は、首都圏近郊に所有する戸建住宅（4LDK）に妻Bさん（67歳）と2人で暮らしている。Aさん夫婦には3人の子がいるが、すでにそれぞれが独立して生計を立てている。現在の戸建住宅は夫婦2人で住むには部屋数も多く、Aさんは体力が衰えてきたこともあり、その管理等に煩わしさを感じるようになってきた。そこで、Aさんは、戸建住宅を賃貸または売却し、夫婦2人で住むための手ごろなマンションに住み替えることを検討している。なお、Aさんは、戸建住宅を売却する場合、更地にしてからその敷地を売却しようと考えている。

Aさんが現在居住している戸建住宅の概要は、以下のとおりである。

Aさんが現在居住している戸建住宅（建物およびその敷地）の概要

- ・取得日 ： 昭和50年8月5日
- ・取得費 ： 不明
- ・譲渡価額 ： 4,000万円（更地にした場合の金額）
- ・譲渡費用 ： 300万円（建物の取り壊し費用を含めた金額）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんが、戸建住宅を第三者に賃貸した場合に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

宅地建物取引業者を通さずに自ら戸建住宅を賃貸しようとする場合、Aさんは宅地建物取引業の免許を取得しなければならない。

戸建住宅を賃貸して受け取る家賃収入は不動産所得に区分されるが、その貸付けが事業的規模ではないため、Aさんはこの所得について青色申告書を提出することはできない。戸建住宅を賃貸した場合であっても、Aさんは引き続き当該戸建住宅にかかる固定資産税の納税義務を負う。

《問11》 「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）」の適用要件に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例」は、居住用財産の所有期間の長短に関係なく、譲渡所得から最高3,000万円まで控除ができる特例である。この特例の適用を受けるためには、譲渡する居住用財産に居住しなくなった日から()を経過する日の属する年の12月31日までに、その居住用財産を譲渡する必要がある。なお、家屋を取り壊した場合は、敷地の譲渡契約を家屋を取り壊した日から1年以内に締結するとともに、それまでにその敷地を貸付けその他の用に供していないことが必要となる。

)「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）」は、一定の要件のもと、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する所得税および住民税の税率を軽減するものである。この特例の適用を受けるためには、譲渡の年の()現在において、その居住用財産の所有期間が()を超えていることが必要となる。

語句群

イ．1年 口．2年 八．3年 二．5年 ホ．10年 ヘ．15年
ト．1月1日 チ．4月1日 リ．12月31日

《問12》 Aさんが戸建住宅を取り壊し、その敷地(更地)を第三者に売却した場合について、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）」の適用を受けた場合における所得税および住民税の合計額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。なお、復興特別所得税は考慮しないものとする。

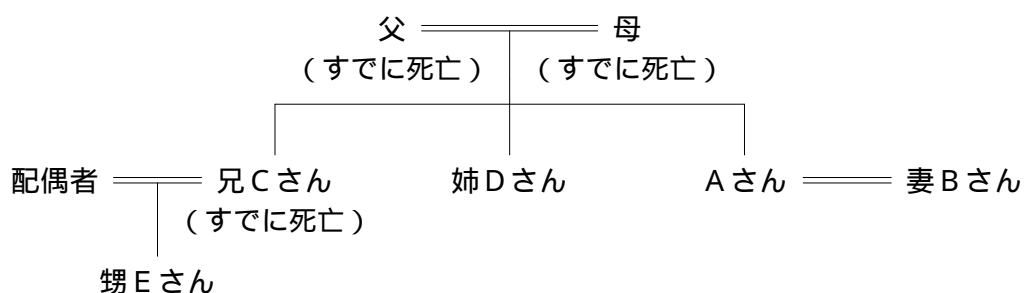
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（63歳）は、先日兄Cさんが急逝したことを機に、自身の相続について考えるようになった。Aさんには子がなく、推定相続人は妻Bさん（61歳）、姉Dさん（65歳）、兄Cさんの子である甥Eさん（40歳）の3人である。Aさんは自身の財産のすべてを妻Bさんに相続させたいと考えており、遺言書の作成を検討している。

Aさんの親族関係図およびAさんの主な財産の状況は、以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産（相続税評価額）

預貯金 : 8,000万円

有価証券 : 1億円

自宅の敷地（240㎡） : 5,000万円

（Aさんおよび妻Bさんが居住の用に供している自宅の敷地たる宅地であり、上記の評価額は「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用前のものである）

自宅の家屋 : 2,000万円

賃貸アパートの敷地（300㎡） : 1億円

（Aさんが第三者に賃貸しているアパートの敷地たる宅地であり、上記の評価額は「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用前のものである）

賃貸アパートの家屋 : 3,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 遺言に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授することによって作成され、遺言書の原本は公証人役場に保管される。

遺言者は、遺言により遺言執行者を選任することができるが、遺言執行者に就任できる者は弁護士資格を有する者に限られる。

先に作成した公正証書遺言の全部または一部を、後に自筆証書遺言によって撤回することはできない。

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

仮に、Aさんの相続により妻Bさんが自宅の敷地(宅地)のすべてを取得した場合、妻Bさんはその敷地(宅地)を相続税の申告期限までに売却したとしても、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができる。

仮に、Aさんの遺言により、妻BさんがAさんの財産のすべてを取得した場合、姉Dさんおよび甥Eさんは、妻Bさんに対して遺留分の減殺請求をすることができる。

Aさんの相続に係る相続税の課税価格の合計額を4億円と仮定した場合、妻Bさんは「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けることにより、1億6,000万円までの取得について相続税がかからず、それを超える取得については相続税を納付する。

《問15》 仮に，現時点（平成26年1月26日）でAさんの相続が発生した場合について，Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ～ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は 〇 で示してある。

課税価格の合計額	万円
遺産に係る基礎控除額	()万円
課税遺産総額	3億円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	()万円
姉Dさん	万円
甥Eさん	()万円
相続税の総額	()万円

< 相続税の速算表 >

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
	1,000万円以下	10%	-
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1億円超	3億円以下	40%	1,700万円
3億円超		50%	4,700万円